

2023年11月ハイパーカレンダーレポート

11月21日、朝鮮中央通信は偵察衛星「万里京1号」が打ち上げられ、軌道に乗せることに成功、韓国への偵察能力を確保するために「短期間に」さらに数機の衛星を打ち上げると発表。9月ポストーチヌイ宇宙基地でのプーチン大統領との会談で、衛星開発支援と引き換えに武器取引など軍事技術協力の拡大を協議した可能性といったことの効果であろうか。ロシアとウクライナの混迷は、パレスチナの拘泥と同様に解決の兆しはまったく見えず被害者が増える一方である。そうした中、11月26日プサンにおいて、東アジアの平和のために日中韓外相会談が行われ、早期の日中韓サミット開催を目指すというのは明るい話題。

さてハイパー研では、中小企業庁委託事業「[情報モラル啓発セミナー](#)」は、盛岡、福井、長野と続き11月には横浜会場で実施。12月には名古屋と和歌山を予定している。年明けには、下関、高知、宮崎、長崎と合計10会場を巡る。情報通信技術の活用によって、企業活動の発展に大きな影響を与える事が期待される一方、企業が情報の取扱いを誤ると人権問題を引き起こす可能性があるため、適切な取扱いが求められている。セミナーでは「情報モラル（企業が情報を取り扱うに当たって求められる考え方とその行動）、情報セキュリティ」を啓発し、企業の健全な経済活動の促進を目的として、20年以上この活動に取り組んできた。またこの情報モラルの活動は、要望に応じて個別に企業の相談にものり、コンサルやリサーチを行っている。企業ではプライバシーマークやISO等の認証取得をしても、次から次へと出てくる新規サービスへの対応が後ろ手となってしまうことがあるからだ。例えば、SNSや生成AI等はその典型で、時流に乗った社員教育を必要だという経営陣も数多い。欧米への輸出品を製造する企業にとっては、サイバーセキュリティに関する規制や法律について、欧州と米国の違いを、政治的な背景を踏まえて客観的に分析する必要がある。欧米の共通点は、個人データの保護や重要インフラのセキュリティを重視し、法的な枠組みや基準を整備し、企業に対してその遵守を求めている。相違点は、欧州はEUの一体性や市場の統合を目指し、加盟国間での法規制の調和や相互承認を図っている。一方、米国は、連邦政府と州政府の間での法規制の整合性や統一性に課題あり。例えば、個人データの保護に関しては、連邦レベルでは包括的な法律が存在せず、各州で異なる法律が制定されている。2023年に施行されたカリフォルニア州プライバシー権法（CPRA）は、個人データの収集や利用に関する消費者の権利を強化し、企業に対しては、データの管理やセキュリティ対策の強化を義務付けている。経済産業省の施策は欧米と連動することから、輸出企業でなくとも世界の動きにはアンテナを立てておくべきである。海外での活動と言えば、ハイパー研がサポートしている[総務省 ICT 海外展開パッケージ支援事業](#)は、順調に現地ネパールでの実証実験が進行中で、11月にはイノベーションと農家の発展性をテーマにインタビューを実施、来年のビジネス計画のためにレポートを纏めている。

（文責：青木栄二）